

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 ..... 予 算 経 理 室 1 頁

### お 知 ら せ

平成23年 8月19日付け三重県公報第2318号に教育関係事業補助金等交付要綱が次のように掲載されました。

三重県告示第542号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成23年 8月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表」を「別表第1」に改める。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（財産処分の制限）

第 2 条 三重県補助金等交付規則第20条第 1 項ただし書及び同項第 2 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表第 2 のとおりとする。

別表中第15号の項を削り、第16号の項を第15号の項とし、第17号の項を第16号の項とし、同項の次に次のように加える。

17	みえのスポーツ強化事業環境整備補助金	競技スポーツの環境を整備することにより、オリンピック競技大会、国民体育大会等の国内外の大会において活躍する選手を養成し、本県における競技スポーツ水準の向上を図る。	競技を実施するために必要な備品の購入等に要する経費	教育長が別に定める。	県内に所在し、各種目における競技スポーツを統轄する団体
----	--------------------	---	---------------------------	------------	-----------------------------

別表中第18号の項を削り、第19号の項を第18号の項とし、

「

外国人児童生徒受入促進事業補助金
------------------

」を「

外国人児童生徒受入体制整備事業補助金
--------------------

」に改め、同項（B）の欄中「の在籍が多い」を「が在籍する」に改め、同項（C）の欄中「日本語指導等」を「日本語指導のため」に改め、同項を同表第19号の項とし、同項の次に次のように加える。

20	学校支援地域本部事業補助金	学校と地域との連携体制の構築を推進することにより、学校の支援を行うとともに、地域の教育力の向上を図る。	学校支援活動等の実施に要する経費	教育長が別に定める。	市町等
----	---------------	---	------------------	------------	-----

別表第21号の項及び第22号の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	スポーツ団体等活性化補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
2	文化財保護事業補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年文部科学省告示第53号）に定められている処分制限期間に相当する期間	
3	カモシカ食害対策事業補助金		
4	みえのスポーツ強化事業環境整備補助金	大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金等から適用する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社